

# 水俣学通信

第 36 号  
2014.5.1

Newsletter from the Open Research Center for Minamata Studies



恵比寿様シリーズ16 御所浦町のえびす様 (写真: 水俣学研究センター)

## 目次

論説:			
「苦海どこまで 水俣病互助会訴訟判決速報」……………	2	花田昌宣	「水俣を見る目を養うーパリ市の社会的参入企業視察」…………… 6 井上ゆかり
「水俣病認定基準新通知について」……………	3	東島 大	「タイの非正規労働者の労働安全衛生活動に触れる」…………… 6 中地重晴
報告:			客員研究員紹介:
「水俣病事件史を世界へー第9回水俣病事件研究交流会報告ー」……………	4	森下直紀	「水俣の“上流”社会での20年」…………… 7 沢畑 亨
「新潟水俣病調査ー法治国家と放置自治ー」……………	5	田尻雅美	平成26年度 科学研究費補助金採択結果…………… 8 水俣学研究センター日録…………… 8

## 《論説》

## 苦海どこまで 水俣病互助会訴訟判決速報

水俣学研究センター長 花田 昌宣  
(熊本学園大学社会福祉学部)

さる3月31日、水俣病被害者互助会を中心とする水俣病第二世代訴訟の第一審判決が熊本地裁で言い渡されました。

判決内容は、胎児性水俣病世代の原告3名に対しては水俣病と認め、被告の国、熊本県、チッソの責任を認め賠償を命ずるとともに、残りの5名については棄却するというもので、全員の補償と救済を求めている原告患者たちにとっては厳しい判決であったといわざるを得ませんでした。通常、判決のあと法廷外で待っている人たちに向かって裁判所前で「勝訴」とか「不当判決」といった速報を記した旗を出すのですが、今回は出されませんでした。原告の方達は勝訴の場合は「海鳴り轟く」、部分勝訴の場合は「荒海一步前進」という文言を用意されていましたが、敗訴の場合は準備されていませんでした。

この訴訟は、2007年10月、9人の原告で始まりました。胎児性水俣病と同世代の患者たちによる訴訟ですので、胎児性水俣病世代訴訟あるいは第二世代訴訟と呼ばれています。訴訟の争点は、原告たちが水俣病でありそれにふさわしい賠償を認めるか否か、国、熊本県、チッソの責任を認めるか否か、さらに被告が主張していた時効・除斥(民法724条の損害賠償請求権の期間制限)を認めるか否か、であり、そしてその根拠が問われていました。

判決文は全体で538ページにわたる大部なものであり、詳細な検討には時間がかかるので、ここでは概要だけを示すにとどめておきます。

まず、原告の大堂進さんについては水俣病とし、将来の介護費用などの算定に基づき1億500万円を認め、原告団長の佐藤英樹さんおよび芦北のIさんについて、水俣病と認めたものの認容金額はそれぞれ420万円と220万円という低額でした。さらに、残りの5人についてはいずれも水俣病と認めず請求棄却。認められた原告も棄却された原告もほぼ同世代で実際には疫学的にも症状的にも大差はなく、どうも、認められた人と認められなかった人の線引きは、家族内に水俣病認定患者がいるかどうかが基準となったようです。

判決では、水俣病の判断基準としてまず「メチル水銀の暴露経験を有し、その暴露の程度が高度であると認められる者」つまり「水俣病を発症しうる程度のメチル水銀が体内に蓄積された」か否かを問題としてい

ます。しかし、このようなことを明確に示すような調査や研究はほとんどなされなかったため客観的根拠はなく、かつ証明のしようがないといっていでしょう。新潟水俣病の初期のデータがあるだけでその根拠も疑われています

さらに、水俣病であるか否かの判断を巡っては、このような「発症しうる程度の高濃度暴露」という主張は最近までどこにもありませんでした。例えば、結審間近の昨年10月末に水俣病と認定され原告を降りた下田良男さんは、認定審査の過程では、熊本県は本人の魚介類多食の訴えに基づき暴露歴を認めているが、症状が水俣病の認定要件を満たしていないといっていました。一方、訴訟では下田さんには「発症しうるだけの暴露はなかった」と言い出したのです。発症しうる程度の高濃度暴露とは何か定義されておらず、そのうえ、証明しようもなく、つまるところ、判決では家族内認定患者の有無をそれに代えたにすぎません。

なお、国・熊本県が主張していた除斥期間(損害の発生から20年という時間の経過によってそもそも訴える権利がない)の主張に関しては、判決では「損害の全部または一部が発生した時」とし、佐藤さんおよびIさんについては、感覚障害が初めて認められた診断書の日付を起算点とし、大堂さんについては、新たな損害の発生したときとして障害が重度化した診断書の日付を起算点として、いずれも除斥期間は終了していないとの判断を示しました。

なお、国・県の責任については、2004年の水俣病関西訴訟最高裁判決で認められていなかった昭和32年食品衛生法の不適用による加害責任を追求していましたが、これは認められませんでした。その他にも、多数論点がありますがそれについては機会を改めて書くことにします。

報道によれば、判決後、4月8日に被告の国・熊本県は、除斥期間の適用、1974年1月まで汚染が続いていることを認めたこと、遅発性水俣病の発症までの期間などを理由に控訴、チッソも10日に控訴しました。原告側も判決を不服として控訴。訴訟の舞台は福岡高裁に移ることになりました。不知火海全体でまだまだ補償・救済を受けていない水俣病患者が多数います。その代表選手のような裁判ですが今後とも注視していく必要があります。

## 《論説》

## 水俣病認定基準新通知について

日本放送協会 東島 大  
(水俣学研究センター客員研究員)



3月7日、環境省は水俣病の認定にかかわる新しい通知「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について」(以下「新通知」)を環境保健部長名で発出した。去年4月の最高裁判決を受けたもので、現在の認定基準の基本となっている昭和52年の部長通知、いわゆる52年判断条件をどのように見直すかが注目されていた。

この52年判断条件により水俣病の認定基準は一般に「感覚障害+ $\alpha$ 」という複数の症状が必要とされ、その結果多くの「未認定患者」という棄却者を生み、事態の混乱と問題の長期化を招いてきた。

問題解決を目指し、これまで二度にわたり政治解決が図られたが、今も新たな訴訟が次々に提訴されるなど屋上屋を架すかのような対応によってむしろ混迷を深めている。

去年の最高裁判決は、この混乱に一筋の道をつけた。

判決は、52年判断条件を、「多くの申請について迅速かつ適切な判断を行うための基準を定めたものとしてその限度での合理性を有する」ものに過ぎず、複数の症状がなくても「総合的に検討し」「個別具体的な判断により」認定する余地を排除しない、とした。

これを素直に読めば、52年判断条件は狭きに失し基準として不十分であると指弾されたわけで、その後の国の対応に注目が集まった。国は「合理性を有する」とされた点を強調し「認定基準の見直しはしない」とするも、最高裁判決を引用して下田良雄氏(水俣市)を逆転認定した不服審査の裁決が出されるに及んで認定業務は行き詰まった。

認定基準の運用見直しについては、実務を担当する熊本県と水面下での折衝が続いていたが、補償体系の変更などまで含めた抜本的な対応を求める熊本県との対立は次第に激化し、蒲島知事は認定業務の返上をちらつかせるなど、その対立は昨年末には表面化することになる。

今回の新通知は、そうした中での「落としどころ」を探った末に生まれることになった。

新通知では、最高裁判決の言う「総合的な検討」を疫学的な汚染状況と症状、そしてその因果関係の3つに分け、「汚染当時の頭髪、血液、尿」などの値、「申請者の居住地にどの程度認定患者がいたか」、「家族に認定患者がいるか」を確認することとし、「昭和44年以降は水俣病が発生する可能性のあるレベルの曝露は存在しない」とした中公審答申に留意することという

但し書きが付されている。

さらに症状については、症状が現れた時期を確認したうえで有機水銀の曝露時期と発症時期との関係、加えて他の持病の影響を考慮するよう求めている。

またこうした点を検討するためには、死亡者も含めて「客観的な」資料の提出を求め、カルテについても「主治医が申請者を一定期間継続的に」診療したかを確認するよう求めている。

これら新通知で示された各種の「条件」は、52年判断条件で「総合的に」と但し書きされていた部分(そして死文化していた部分)に詳細な枠をはめたものであり、最高裁判決が求めた「必要に応じた多角的、総合的な見地からの検討」を一見具体化したように見えて、その実は全く違う着地点を持つものである。

つまりこの「新通知」は、弾力的な運用を求めた最高裁判決を外形的に引用し、「総合的に検討」という言葉の定義づけを細かく行うことで、認定基準のハードルをむしろ上げることに成功したと言えよう。

実際、新通知の発出から約3週間後に出された熊本地裁の判決では(発出後に判決期日が1週間延期された)、新通知自体への言及こそないものの、「家族に認定患者がいない」「曝露から発症までの期間が長い」「糖尿病の影響がある」「漁業以外の仕事に就いていた」等の理由から、8人の原告のうち胎児性とされた1人を除くと2人しか主張が認められないなど新通知の影響が色濃く見られる内容となっている。

新通知の発出後、筆者は環境省の責任者から感想を求められた。筆者が「最高裁判決を逆手にとったという点ではよく出来ている」と答えると彼は「逆手?」と言い、心外そうに「逐一最高裁判決に忠実丁寧に対応した。ほぼ満点」と自賛した。なおかつ、前述の下田氏の逆転裁決に触れ、個人的意見と前置いたうえで「認定はあり得ない」と率直に語った。

その通り、新通知の元では患者認定の拡大はあり得ないだろう。一旦は国と対峙しようとした熊本県も、諾々と新通知を受け入れて矛を収めた。

この稿を書いている時点で、環境省は臨時水俣病認定審査会(臨水審)の開催を発表した。臨水審では不服審査が出来ないため、棄却されれば裁判以外に道はない。このため今後は、最高裁で示された水俣病認定を求め、よりいっそう司法での解決を求める動きが増えるものと考えられる。

## 《報告》

# 水俣病事件史を世界へ

## —第9回水俣病事件研究交流集会報告—

和光大学経済経営学部 森下直紀



第9回水俣病事件研究交流集会在2014年1月11日(土)・12日(日)の2日間、水俣市公民館ホールで開催された。私は2012年の第7回集会から参加し、本年は3度目の参加となった。この集会是、毎年水俣病事件に関わる様々な分野の専門家、支援者、患者が日本全国から参加し、事件の現在について意見を交換することのできる貴重な場となっている。そして、水俣病事件をめぐる現状、患者支援の現場の状況、支援の実践、医学や法学分野の最新の知見に加え、水俣病事件の歴史から得られた哲学、社会学などの理論的検討などがおこなわれている。水俣病を核とした広い協働があり、学際的な研究グループとして、この集会そのものも水俣病事件史の一つの到達点と考えることができる。

2013年の溝口訴訟、F氏訴訟の最高裁判決を受け、公害健康被害補償法に基づく水俣病認定基準の総合的検討について環境省がまとめた通知案が今年の集会の焦点となっていた。初日に企画された「水俣病の医学」セッションでは、この通知案に対する一連の報告が現場の医師からあり、この通知案についての検討と批判が行われた。また、2日目に企画された「2013年4月水俣病最高裁判決が拓いた水俣病事件史の新たな地平」では、溝口訴訟、F氏訴訟、互助会訴訟、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟、新潟3次訴訟、認定棄却取り消し行政訴訟についての報告が、訴訟を支える弁護士、支援者、そして当事者からあった。

こうした一連の報告を伺って、いったい制度とは何か、基準とは何か、ということを改めて感じた。今回の環境省通知案にかかわらず、これまでの「52年判断条件」なども「水俣病」とする最終判断には曖昧さを常に内包し、判断基準という語意にそぐわない、政治的な意図を介在させるものであった。その曖昧さによって、患者たちは長年にわたって制度の壁に苦しめられ続けたのである。最高裁判決を重く受け、厳密な判断基準と公に開かれた裁決によって、認定審査プロセスを透明化し、専門家の承認を得よう行政は努めなければならない。

ところで、今年の集会に参加した後、私は2014年度に計画しているカナダ水俣病の現地調査および現地視察の準備として、アメリカ合衆国・サンフランシスコで開催されたアメリカ環境史学会(ASEH)の年次大会に参加した。これから調査を行おうとする地域への欧

米研究者の視点や問題意識をくみ取っておきたかったのがその理由であった。しかし、私の当初の意図を越えて、この年次大会への参加は私にとって有意義なものとなった。大会期間中に開催されたとある部会では、環境中に存在する「毒」についての研究を行っている若手の研究者たちによる報告が行われていた。この部会で取り上げられていた毒とは、放射性物質、水銀、そして大気汚染や土壌汚染源としての化学物質であった。これらを研究する若手研究者たちは、社会的問題としての有毒物質の発見から歴史を紐解き、いつどのような形でこれらの物質が有毒であると社会的に認知され、環境基準などの制度枠組みが社会的に構築されていったのか、その過程について研究を行っている。報告の中では、地域の公害問題は、地域内の様々な集団と行政等との不完全な対話が本質的な原因と考察されていた。しかし、この不完全な対話を克服することが容易ではないことは水俣病事件史が示す通りである。また、この部会で取り扱われていたことの多くは、水俣病事件において、長年にわたって幾多の研究者、支援者、そして患者自身が明らかにしてきたことであり、改めて水俣病事件における私たちのこれまでの経験を、海外の研究者とも共有しなければならないと感じた。

最近では、ブレット・ウォーカー著『毒の列島(Toxic Archipelago)——日本の産業疾病史』(ワシントン大学出版、2011年)などにより、日本の公害事件史の経験は海外にも伝えられている。そして、今回のASEHの年次大会への参加を通じて、水俣病事件研究交流集会やこれまでの水俣病事件史の知見は、その事例紹介に留まらず、なお係争中の事件としてその経験と理論を、広く海外に紹介し共有しなければならないという思いを新たにすることができた。海外に発信された情報を精査し、公害事件における海外の視点を知るとともに、不足があればそれを補う知見を発信していかなければならない。私もその役割を担えるよう、努力していきたい。

花田昌宣水俣学研究センター長はじめ、水俣学研究センターのスタッフの方々の多大なご尽力があって、今年も水俣病事件研究交流集会において多くの方々にお会いすることができました。この場を借りて御礼申し上げます。

## 《報告》

## 新潟水俣病調査 — 法治国家と放置自治 —

水俣学研究センター研究助手 田 尻 雅 美

2014年3月4日～7日、新潟水俣病調査を客員研究員の牧口、研究助手の井上・田尻で行った。今回の調査は、新潟水俣病発生当時から弁護士として関わり、熊本の水俣病支援のきっかけを作った一人である坂東克彦弁護士のヒアリングと、新潟県生活衛生課の担当者からの、新潟県水俣病に関する条例、福祉手当など独自の施策についてのヒアリングが主な目的であった。

坂東弁護士のヒアリングは、熊本水俣病との初期の関わりと水俣病第一次訴訟における細川証人尋問を焦点に行うことを予定していた。これらのヒアリングによって得る証言は大変貴重なものであるため、映像・音声を録取し、当センターのアーカイブス資料として保存することも大きな目的でもあった。そのため、事前に坂東弁護士に映像・録音記録の許可を得、水俣学研究センター客員研究員の牧口氏に参加してもらい、録画映像収録とその後の編集を担当してもらった。

坂東弁護士のヒアリングは、3月5日、新潟市内にある事務所で午前10時から午後5時近くまで、昼の食事休憩を小1時間ほどはさんで、7時間に及んだ。事務所には、1960年代からの水俣病にかかわる資料や写真などがファイルされていたが、ほとんどの資料は、新潟県立環境と人間のふれあい館に寄贈され、また、マイクロフィルムで資料が保管されている。

坂東先生は、宇井純先生から「細川先生は、裁判の中で重要な役割を果たすであろう」と言われ、細川先生に裁判資料を送っていたそうである。そのようなことから、細川先生と坂東弁護士の信頼関係が築きあげられ、細川証人尋問につながったことが伺えた。



年表をもとに説明する坂東弁護士

細川先生は、物腰の和らい人という印象だったそうであり、新潟で水俣病が発生したことはショックだったでしょうと坂東弁護士は、話された。水俣病第一次訴訟の細川尋問が終わった後、細川先生は、坂東弁護士に「坂東先生に聞いてもらってよかった。」と言われたそうである。

事務所には、細川先生や原田先生、宇井先生たちと

共に写っている1970年代の写真などが立てかけてあったが、それぞれの立場で水俣病と向き合い、患者側に立ち続けている方々のつながりを実感し、権力者に屈しない精神に触れることができた。



資料を説明する坂東弁護士

3月6日は、新潟駅から東へ20キロほど離れた新潟市北区にある「新潟県立環境と人間のふれあい館」で新潟県生活衛生課の担当者お二人からお話を伺った。熊本・鹿児島県で

は、「公害健康被害の補償などに関する法律（以下、公健法）」に基づく水俣病の認定申請後処分がなく1年以上経過したものでいくつかの要件を満たしたのものには、「認定申請者医療手帳」が交付される。しかし、熊本県は2008年度交付分から、1969（昭和44）年1月1日以後に初めて居住（出生による居住を含む）したものを除くとした要件を加えている。新潟県・市では、公健法による認定申請後から医療費の一部などを支給する手帳などが交付される。しかも、居住・出生年月での線引きはない。このことについて、新潟県の担当者は、「居住・出生年月を要件に入れることは、公健法の趣旨ではない。公健法の趣旨に基づき、新潟県では、認定申請者への手帳の交付をしている。」と説明された。また、1年後（半年後も）国からの補助があるが、それまでの費用は、新潟県と新潟市が負担しているそうである。

水俣病にかかわる施策や方向性についての新潟県知事の発言・対応は、熊本県知事の対応と明らかに違う。新潟県知事は、熊本県知事よりも、患者の方を見ていることがうかがえる。それでも、新潟県では、水俣病の未認定患者の第3次訴訟が現在も争われている。熊本県の水俣病問題が解決にほど遠いこと、いつまでも水俣病が終わらないことの原因はどこにあるのかを改めて思い知らされた。「法治」国家において「放置」自治という変換ミスをしてしまう。

今回の調査に当たっては、坂東先生、環境とふれあい館の館長、職員の方々、多くの方のご協力を頂いた。紙面を借りてお礼を申し上げます。

## 《報告》

## 水俣を見る目を養う — パリ市の社会的参入企業視察

水俣学研究センター研究助手 井上 ゆかり

花田・田尻・井上は、3月8日から19日にかけて訪仏し、新たな社会連帯経済法によって更なる発展が期待されている社会的参入企業の視察を行った。ここではその中の社会的困窮者を対象に活動している社会参入支援企業（以下UREI）を紹介する。

訪問先はパリ市内の移民が多い19区、Chateau Rouge地区。地下鉄の階段を上がる途中20人ほどの黒人がこちらを見ていた。ドキドキしながら地上に上がると一人がチラシをくれただけで、他の人たちは何もせず地下鉄の出口に集まり町への来訪者を日がな一日見つめている。この街区は国の政策による再開発途上で、窓をトタン板やブロックでふさぎ、煤けた建物も少なくなかった。このような町にUREIはあった。

支援対象者は、家族との関係に支障をきたしていたり移民出自でフランス語の読み書きができない人、小学校を落第したり学業を放棄した人、軽度の障害者、麻薬中毒回復者、保護観察中の人など多岐にわたる。UREIは、この人々を3段階の有期限契約で雇用する。1回目は4ヶ月まで朝起きて職場まで行くなど生活の

基本を身につけ事務所に近い作業現場で清掃を行う。つぎに8ヶ月間の2回目の契約。この期間は住居準備、フランス語を教え、個々人の必要に応じて歯医者に行かせる、眼鏡をつくらせるなど職業自立支援を行う。3回目の契約は1年で、清掃や惣菜業の職業訓練を受け、専門的な研修を受け資格取得し仕事探しへと向かう。UREIはパリで年間6,500人を支援しているが資格取得の段階まで行く人は30%しかいない。今回、2回目の契約期間中の従業員の聞き取りを行った。本人は自信を持って、あれもできるこれもできると語るのだが、実際には、忘れっぽいだけ仕事の現場が分からなくなる、仕事してないのに終わったと勘違いして帰ってくるなど雇用現場で障がいや表面化し、再就職の道が見つからないまま長期失業に陥っている。胎児性水俣病世代の水俣病患者で聞いた話と重なってくる。

職業自立の困難な人々を安定的に受け入れる事業所づくりが新たな社会的企業の課題と役割である。事情や社会的背景は大きく異なるが水俣病の経験をふまえて地域の発展に生かすヒントが得られたように思う。

## 《報告》

## タイの非正規労働者の労働安全衛生活動に触れる

水俣学研究センター事務局長 中地 重晴  
(熊本学園大学社会福祉学部)

## 海外科研1年目のまとめの訪問

タイ海外科研の1年目のまとめの議論をするために、3月12日から20日にかけて、宮北、中地、吉村の3名で、バンコク、ラヨン県を訪問した。

13日には、タイのパートナーであるEARTHの事務所で、EARTHが調査してきたルーイ県の金鉱山周辺環境調査のデータ検討を行った。今まで、水銀とシアンによる汚染に注目されていたが、河川の底質、水田土壌の結果とコンケン大学の研究論文から、ひ素による環境汚染が明らかになった。今後は、ひ素による環境汚染という観点から、皮膚障害の有無などを調査していく必要があるという認識の共有化を行った。

14日は、マプタプット臨海工業団地の工場からの悪臭、大気汚染のため、1997年に生徒に健康被害が発生し、2003年に校舎の移転を余儀なくされたパンピタヤカン中等学校（日本の中学・高校にあたる6年制の学校）を訪問し、高等部の生徒と交流した。学校へは、今回で3回目の訪問になるが、環境サークルの生徒とは初めて面談し、自分たちの住んでいる地域について、何が問題か、どういう町にしていけばよいか、一緒に調べ

ていくことを約束して帰ってきた。環境教育という観点から、工業団地と地域住民の共存の可能性について、調査していきたい。

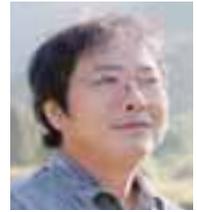
## タイの労働安全衛生活動に触れる

宮北と中地は、16日からマヒドン大学公衆衛生学部の非正規労働者センターのサラ・アンボン准教授の企画したスタディーツアーに参加した。近年、タイの経済発展はめざましく、工業化されてきたイメージがあるが、タイでは依然として、物売りや内職、家内工業、自営業などのInformal workerと呼ばれる非正規労働者が多く、劣悪な労働環境に置かれている。こうした労働者の健康問題、労働条件の改善に取り組んでいる研究活動を視察することができた。タイ国内に5つの拠点をもつ非正規労働者のネットワークと交流し、縫製工場での参加型の職場改善の実践例を見学した。

また、今回バンコク近郊のヘルスプロモーションホスピタルを見学し、全ての住民に対し、無償診療を実施しているタイの地域保健制度への理解を深めることができた。

## 《客員研究員紹介》

## 水俣の“上流”社会での20年

水俣市久木野ふるさとセンター愛林館  
(水俣学研究センター客員研究員) 沢 畑 亨

(尾崎たまき氏撮影)

愛林館は水俣市の山間部久木野地区に1994年に水俣市が建てた地域づくりの拠点施設。市の所有で、久木野地区の住民団体が運営しており、私はその団体の職員です。水俣川の上流部なので、“上流”社会の一員です。

愛林館は、国鉄山野線の久木野駅の跡地です。昭和14年に開通し、63年に廃止された短命な路線でしたが、戦中戦後は山から切り出した木材や、木炭を運びました。魚の行商の人々も利用したでしょう。

愛林館の館長は全国公募でした。東京で地域づくりや環境問題のコンサルタントであった私は、人脈も広く、情報もたくさん持っていました。自ら運営する機会がありません。館長になって、地域づくりを実践したい、というのが応募の動機です。

また、私は西合志町出身なので、熊本弁もわかるし、県民常識も備えています。“あとぜき”もできます。水俣には友人もいました。

こうして愛林館の館長に選ばれたのが1994年11月。現在20年目になります。地域の農産物の加工、販売、食べ物づくり体験、地域づくりや環境問題の研修、森づくり、棚田保全、マラソン大会運営、コンサート開催と幅広い活動に取り組んできました。

その結果、20年間で何が起こったかと言えば、人口は1,200人から900人に減り、管理できなくなった棚田が少し増え、山の木々が成長しました。

これは、私から見れば近代化の成果です。

近代化は科学が支えています。いつでもどこでも誰でも再現可能です。だから、世界中で同じことができ、誰が安く作るかという競争を世界的に行っています。命の大切さは二の次です。

チッソは、空気の80%を占める窒素ガスと電気から肥料を作る事業をいち早く始めて、植民地で安く電気を作って、莫大な利益を上げたわけです。

その結果、地球上の窒素循環は大きく変わりました。以前は土壌中の菌だけが窒素ガスを肥料に変え、それをもとに肥料を作っていました。化学肥料で大量に窒素が供給されるので、海や川は汚れるのです。地下水の汚染も増えました。

肥料を自給していた時代には、狭い範囲の物質循環がありました。化学肥料を買うために金が必要になりました。一方で、肥え汲みの重労働から解放されて喜んだ人も大勢いました。

必要な電気は水力で作りましたが、これは川を変え

ました。水の流れだけを考えて川を利用した結果、うなぎが絶滅しそうですが、チッソの発電はその先駆けでありました。

一方で、水俣には東京(日本の近代化の先端)の出先があったわけです。近代はぴかぴか、きらきらして格好良かったことでしょう。水俣でスポーツ、音楽、芸能などが今なお盛んなのもチッソと無縁ではありません。

こうした近代化の中で私は育ち、十分に恩恵に浴しました。私の家には何でもあって、もう欲しいモノはありません。

一方、近所の爺ちゃん婆ちゃんは、身近な自然を利用して棚田や畑で食べ物を作り、自分で料理して食べる、山から美味しいモノを採ってくるといったことを普通の日常生活の中で行っています。あまり金はかかりません。

私の息子は隣近所の皆さんも育ててくれました。“上流”社会の人間関係は時に暑苦しくもありますが、ありがたいことの方が多いです。

このように、豊かな自然と人間関係を活かす技術を持ち、少ないお金で豊かに生きることが、近代を乗り越える「超近代」なのだ、と思ひ至りました。

愛林館では、こうした超近代を実感できる機会を提供しています。

近代化でもう一つ忘れられているのが、森や棚田のめぐみです。水俣の山にはスギやヒノキが多いのですが、上手に育てれば、木材生産の他に降った雨をきれいにして貯えたり、土砂崩れを防いだり、酸素を作ったり、空気を冷やしたり、地下水を増やしたり、いろいろな生き物が育ったりします。市場経済は、森のこういうめぐみを評価できません。木や山の値段は不当に安く、売りに出た山を変な人が買えば、産廃処分場を作る計画を立てたりします。

棚田にしても同じです。

こういうめぐみを、もっと大切にしてほしい。そのためには、今は木も米も安いので、お金を払ってほしい、というのが私の願いです。

水俣学の中でも、“上流”社会への関心が高まれば嬉しいです。



森の村、久木野。森林率97%。棚田が100ha。

## 平成26年度 科学研究費補助金採択結果

水俣学研究センターで本年度採択された科学研究費補助金は新規1件と継続が3件である。

## 〈新規採択〉

## ● データベース(研究成果データベース)(一般)

代表者：花田昌宣

補助事業期間：平成26年度

補助金額：410万円

## 〈継続〉

## ● 基盤研究(B)(海外学術調査)

代表者：宮北隆志

研究課題名「タイ東部臨海地域における工業化・地域社会の変容と健康の社会的決定要因に関する研究」

補助事業期間：平成25年～27年

補助金額：410万円(平成26年度)

## ● 基盤研究(C)

代表者：藤本延啓

研究課題名「不法投棄に関する社会史研究—豊島地域社会に対するミクロ—マクロリンク的視角から」

補助事業期間：平成25～28年

補助金額：60万円(平成26年度)

## ● 若手研究(B)

代表者：井上ゆかり

研究課題名「水俣病における社会的食物連鎖の要に位置する漁業と漁民被害の構造」

補助事業期間：平成24～26年度

補助金額：50万円(平成26年度)

## 水俣学研究センター日録

## 1月

7日 胎児性世代の被害に関するWG：花田(大阪)

9日 水俣学講義⑬「水俣から考えること」坂本氏：(大学)

10～13日 ミャンマーよりZaw氏来熊・来水

11～12日 第9回水俣病事件研究交流会(水俣)

16日 水俣学講義⑭「『中央』と『地方/地域』：差別と犠牲のシステム」宮北：(大学)

17日 廃棄物資源循環学会セミナー水銀条約：中地(東京)

20日 水俣学現地センターにキエーロ(生ごみ処理機)設置

21日 環境モデル都市推進委員会：宮北・藤本(水俣)

23日 水俣学講義⑮「水俣学がめざすもの」：花田(大学)

24日 熊本県就学前人権同和教育研究大会 講演「つなぐいのち、断たれたいのち：水俣病とハンセン病の経験から」：花田(城南町)

25日 筑紫地区人権同和教育研究大会 講演「水俣と福島：水俣学の視点から差別を考える」：花田(福岡)

## 2月

3日 水俣・芦北地域戦略プラットフォーム第36回課題検討会：宮北・中地・藤本(水俣)

6、20日 水俣病女鳥調査：井上

7日 ドイツよりBereznoj氏水俣研修：田尻(水俣)

12～13、17日 福島大学のうつくしまふくしま未来支援センターより水俣学研究センター訪問・水俣現地研修：花田・井上(大学・水俣)

24日 九州大学受入：花田(大学)

24～25日 立命館大学受入：宮北(水俣)

26日 水環境学会セミナー：中地(大阪)

27～28日 水銀回収技術企業調査：中地(東京)

28日 東京家政大学院・鳥取大学受入れ：田中(水俣)  
胎児性世代の被害に関するWG：花田・井上・田尻・阿南・牧口・平郡・谷・伊東(水俣)

## 3月

1日 学内教職員水俣現地研修：中地・井上・木谷・田尻(水俣)

長崎大学受入：花田(水俣)

4～7日 新潟水俣病調査：井上・田尻・牧口

8～19日 フランス社会的参入企業調査：花田・井上・田尻

12～20日 タイ調査：宮北・中地・吉村

23日 第2世代訴訟判決前集会：花田・宮北・井上・田尻・牧口・谷・伊東・阿南・山下(水俣)  
環境モデル都市フェスタ：宮北・藤本(水俣)

25～27日 水俣病第二世代訴訟の集会など：井上・田尻・牧口(東京)

28～29日 第25回チッソ労働運動史研究会：花田・井上・富田・鈴木・磯谷・福原・山下(水俣)

31日 胎児性世代の被害に関するWG：花田・井上・田尻・牧口・平郡・谷・阿南(大学)  
原発事故情報共有学習会：中地(東京)

## 編集後記

原発再稼働へ進む日本政府と経済界。豊かさとは何か。命の重さを考えてほしい。

(M・T)

## 水俣学通信

第36号 2014.5.1

編集／熊本学園大学水俣学研究センター 発行人／花田 昌宣  
連絡先／〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 熊本学園大学水俣学研究センター  
Tel：096-364-8913(ダイヤルイン) Fax：096-364-5320  
http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/ E-mail:minamata@kumagaku.ac.jp

印刷／ホープ印刷株式会社